

Muribushi

群星
【むりぶし】

【特集】

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)の施行について

隔月発行

11月★12月号 2010年 November
★ December



〈表紙写真〉

【勝連城跡】

(うるま市)



ユネスコ世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして認定されているのが、うるま市にある勝連城跡です。石灰岩の石垣は地形にあわせて滑らかな曲線で作られており、本土のお城とは違った趣が感じられます。

また、沖縄本島中部の高台に位置していることから、太平洋に面した中城湾を一望することができ、遠くは沖縄本島南部の知念半島まで見渡すことができるため、その眺めは格別です。

人気の観光スポットにもなっておりますので、まだ訪れたことがない方は一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

群星 Muribushi

【むりぶし】

C O N T E N T S

01 **就任の御挨拶** 内閣府特命担当大臣 馬淵 澄夫

02 **プロフィール** 内閣府特命担当大臣 馬淵 澄夫
内閣府副大臣 末松 義規

03 **地域の目** 「沖縄から、新しい関節装具の確立をめざして」
株式会社佐喜眞義肢 代表取締役 佐喜眞 保

特集

04 **農林水産部** 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)の施行について

06 **仕事の窓① 財務部** 第26回法人企業景気予測調査

08 **仕事の窓② 総務部** 沖縄総合事務局防災訓練(地震・津波)の実施について

仕事の窓

09 **仕事の窓③ 農林水産部** 沖縄総合事務局農林水産部の組織再編について

10 **仕事の窓④ 経済産業部** 「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が決定されました。

11 **仕事の窓⑤ 経済産業部** 11月は伝統的工芸品月間です。

12 **仕事の窓⑥ 運輸部** ビジット・ジャパン(VJ)に関する企画提案募集説明会及びマーケット研究会

13 **仕事の窓⑦ 運輸部** 石垣～波照間航路に高速旅客船「ばいばていーま」就航

局の動き

14 **総務部** 公正で自由な競争が、事業者と消費者を守っています
財務部 「我が国金融システムを巡る状況と金融行政の諸課題」

15 **農林水産部** 沖縄における農商工連携推進パネル展を開催
特別展示「知ろう！見つけよう！バイオマス」

16 **農林水産部** 出張講座「口蹄疫発生と国産食肉の安全安心を考える」
開発建設部 「港湾空港技術地域特別講演会in沖縄2010」を開催

17 **運輸部** 「平成21年度国土交通白書説明会」開催
平成22年度船員労働安全衛生月間の実施

18 **なかゆくい** シリーズ④ 見どころ満載！ダムめぐり！

20 **内閣府だより** 国際シンポジウム「沖縄における知的・産業クラスターの形成を目指して」

21 **お知らせ**

沖縄の通貨 あれこれ！

#3



戦後の沖縄通貨の歴史!!

ドルショックと通貨確認

1972年5月15日、沖縄は本土復帰を果たし、27年間にわたるアメリカ統治に終止符を打ちました。この復帰を境に、沖縄の通貨もドルから現在使用している円に切り替わりました。今回はその復帰の前年に起こったドルショックと通貨確認のお話をしたいと思います。

本土復帰を翌年に控えた71年8月15日、突然、ドルと金との交換停止が宣言され、国際為替レートが「変動相場制」へ移行、交換比率が1ドル＝360円から308円に下落することになりました（いわゆるドルショック）。復帰とともにドルから円への切り替えを行わなければならない沖縄県民にとって、1ドルにつき50円近くの資産の目減りは到底容認できるものではありませんでした。そのため、各市町村議会では、「早く円・ドル切り替えを」との決議が相次ぎ、また、9月1日には与儀公園に3万人が集まり、「ドル危機県民大会」が開かれるなど、通貨不安はピークに達しました。

為替レートの下落による財産損失の完全補償を求める県民世論の高まりを受けて、琉球政府と日本政府が折衝を行った結果、同年10月9日時点で個人が保有しているドルについて確認し、確認されたドルだけを為替レート下落後も360円で補償することが決定されました。その決定を受け、金融検査庁（財務部の前身）などで構成する通貨確認臨時対策本部のもと、各金融機関等（357か所）において、個人が保有するドル通貨の確認作業が10月9日一斉に行われました。

通貨の確認は、①個人が金種ごとに記入した「呈示票」を現金と一緒に呈示、②金融機関は現金を確認し、呈示票に証紙を貼るほか、現金（ドル紙幣のみ）に押印し、再度呈示が出来なくなしたうえで個人に返却する方法で行われました。当初、ドル紙幣には「祝復帰」の押印をする予定でしたが、確認日の前日、突然米国政府からクレームがついたため、急遽、どこの金融機関にもある鉛筆の消しゴム部分を使って押印する方法に変更するなど、苦労も多かったようです。また、呈示票に貼る証紙には、通貨確認のためだけに印刷された琉球切手の「カンピラの滝」（西表）が使われましたが、切手としては使用されなかったため、「幻の切手」として高額で買い集められるという現象まで起きました。

この通貨確認で確認された現金の合計は6,188万ドル（約220億円）、一世帯当たり277ドルでした。



金融機関での通貨確認の様相

★本誌タイトルについて★

群星（むりぶし）とは、沖縄の方言で「昂星（すばる）」のことで「ぶりぶし」、「むるぶし」とも呼ばれています。

就任の御挨拶



内閣府特命担当大臣

まぶち すみお
馬 淵 澄 夫

この度、菅改造内閣において沖縄担当大臣に就任いたしました。

沖縄には、これまで何度も訪れたことがあります。就任後、できるだけ早く現地に赴きたいと考え、10月1日から2日にかけて、沖縄を訪問いたしました。

今回の訪問は、限られた時間ではありましたが、仲井眞知事を始め首長・議長代表の方々等とお会いし、就任の御挨拶とともに、沖縄をめぐる諸課題について率直な意見交換を行いました。



命と平和のシンボルの蝶を放つ（沖縄平和祈念堂）

また、沖縄戦没者墓苑を参拝するとともに、平和祈念資料館を視察し、沖縄戦の激しさや県民の皆様の筆舌に尽くし難い苦難を改めて痛感するとともに、平和の大切さへの思いを新たにいたしました。

普天間飛行場の視察では、住宅地と近接した巨大な基地の姿を目の当たりにし、一刻も早く、県民の皆様の負担軽減と安全の確保を実現しなければならぬと強く実感した次第です。



沖縄科学技術大学院大学にて

今後、来年度末で期限を迎える沖縄振興特別措置法後の、新たな沖縄振興の在り方についての検討が加速します。私は沖縄担当大臣として可能な限り現地に赴き、また現地の方々の声を聞き、県民の皆様と一体となつて取り組んでまいります。

沖縄の真の自立を目指し、沖縄が新たなステージへの一步を踏み出せるよう、全力を尽くす決意です。

プロフィール

内閣府特命担当大臣に

まぶち すみお

馬淵 澄夫 氏が就任



平成22年9月17日付けで、沖縄及び北方対策を担当する内閣府特命担当大臣に、馬淵澄夫氏が就任しました。

■プロフィール

【経歴】平成15年11月 衆議院議員選挙初当選

平成16年1月 民主党国会対策副委員長

10月 民主党役員室次長

平成17年9月 民主党政策調査会副会長

平成19年2月 民主党国会対策副委員長

9月 民主党政策調査会副会長

平成21年9月 国土交通副大臣(管内閣)

平成22年6月 国土交通副大臣(管内閣)

9月 内閣府特命担当大臣(沖縄及び

北方対策)、国土交通大臣、

海洋政策担当(管改造内閣)

【信条】不易流行

【趣味】ボディビル(重力に抗して負荷を与え、心身を鍛練)

サーフィン(自然のエネルギーを吸収し調和をはかる)

【好きな食べ物】レバニラ炒め、オムライス

【家族】1男5女の6人の子供、妻、両親、義母

内閣府副大臣に

すえまつ よしのり

末松 義規 氏が就任



平成22年9月21日付けで、沖縄及び北方対策を担当する内閣府副大臣に、末松義規氏が就任しました。

■プロフィール

【経歴】昭和55年4月 外務省入省

昭和61年、63年 通商産業省へ出向

平成8年10月 衆議院議員選挙初当選

平成11年11月 民主党副幹事長

平成12年9月 民主党政策調査会副会長

平成18年9月 民主党ネクスト環境大臣

平成20年9月 衆議院青少年問題特別委員会委員長

平成21年9月 衆議院消費者問題特別委員会委員長

平成22年9月 内閣府副大臣(管改造内閣)

【座右の銘】愛と感謝、政治は人助け

【趣味】旅行、サイクリング、テニス、神社巡り、アラビア語、

座禅、少林寺拳法

【好きな食べ物】玄米菜食

【控えている食べ物等】肉類、アルコール類

「沖縄から、新しい関節装具の確立をめざして」

株式会社佐喜眞義肢 代表取締役 ● 佐喜眞 保



義

肢装具士（PO）と言う仕事は、医師の処方のもと理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等のリハビリテーションスタッフと連携をとりながら、事故や疾病・疾患により欠損した四肢を代用する為の義肢、四肢及び体幹の失われた障害者の機能を補う為の装具などを製作し、フィッティングさせるのを職務とする国家資格の要る専門職です。義肢装具の製作は様々な材料を使い、色んな方法を駆使して多種多様な製品を作りますが、試行錯誤して完成した時はこの上なくやりがいを感じます。

この仕事との出会いは、福祉事務所の紹介で、職業訓練校の義肢装具科に入学したのがきっかけで、昼間は訓練校、夕方から義肢会社

で夜中の12時まで実習というハードな一年でした、当時は資格制度も無く、周りの人の進めるまま沖縄で開業しましたが、仕事は少なく施設の車椅子の修理や障害者仲間の義肢装具の修理製作をさせて頂きながら生業していました。転機は今から十二年余前、半身マヒのお客さんと出会い新しい関節装具（CBブレース）を発明し特許を取得しました。装具の中央に「連結支持部材」を組み入れた構造で、特長は「軽くて丈夫では心地が良い」です。従来の装具と比べると装具の継ぎ手部分に支持部材を設けることで支持力が倍増し、その結果アームの形状を薄くする事で大幅に軽量化し、従来装具の履き心地を改善することが出来ました。

CBブレースの対象疾患には、「変形性膝関節・ポリオ・スポーツによる膝や肘障害・半身マヒ・関節リウマチ」等がありますが、半身マヒの障害は本人と医師やリハビリスタッフの努力で回復にやつと歩けるようになりますが、退院して一年も過ぎると個人差はあり

ますが、足先を突っ張り膝は反張になり、中には腰を引いて歩く人もいます。私の推測では半身マヒの人が下り坂を歩くとき、踵から地面につくと膝折れが起き易くなり恐怖を感じ、その結果足先を地面につけることで反張膝を安定させる歩行となります。ところが上り坂になるとこの歩行方法が災いして腰を引いて歩き膝の過伸展を起こしてしまいます。CB反張用はこういう半身マヒの方に喜ばれています。もし退院直後にCBを着けて訓練するともっと良い結果が出せるのではないかと思います。ポリオ用のCBは現在フリー機構を好む方だけに製作しています。軽くて違和感が無いと、全国的に大好評です。リウマチ用CBは軽さが特徴です。またスポーツ障害用CBブレースは軽さと固定力と履き心地に特化しており、プロのアスリートにも愛用されています。次ぎに高齢者に多いといわれる変形性膝関節症は、膝の変形により片方の半月版（軟骨）に負荷がかかり軟骨が薄くなり、やがては骨と骨がこすれて痛くなる症状で

「加齢による」と言われますが、他にも要因があるのではと考えます、膝周りの筋力が衰えた人が歩行中、膝の内側に負担がかかる事が膝変形の要因ではと考えられ、やせた人より太った人が多いのも、体重を支える筋力不足が要因ではと考えられ、いずれも筋力不足が影響している様です。変形膝用のCB開発は、特に軽量化と履き心地を追求して来ました。関節症で膝が痛く杖をついてやっと歩いていた人がCBを装着したとたん、スツと立ち上がり、すたすた歩き出して、驚嘆、感涙する様子を数え切れないほど見て来ましたが、CBを着けての、正しい運動療法「筋トレ」を続ける事で多くの方に良い結果が出ています。

予防医療が推奨される昨今、元気な高齢者の健康を維持する事が、やがて迎える超高齢者社会の医療費問題の解決にもつながります。私はこのCBを「健康維持目的で運動するための装具」として、沖縄から他の産業と連携し新しいビジネスとして発信し、全国の障害者や高齢者社会にお役に立てる事を願っています。

「米トレーサビリティー法」(法)の施行について

特集

「米トレーサビリティー法」が平成22年10月1日から施行され、生産から一般消費者へ至るまでの米のトレーサビリティーを確保するため、各米穀事業者に対し米穀等の取引の記録の作成・保存等が義務付けられました。

法律創設の目的

この法律は、米穀事業者(下表参照)に対し、米穀等(下表参照)の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するとともに、表示の適正化を図る等により、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

この法律により、平成20年に起きた非食用の事故米穀の不正規流通のような問題が発生したときに流通ルートを迅速に特定することが出来ます。このことによって、食品として安全性を欠

くものの流通の防止を迅速に行うことが可能になります。

また、消費者が直売所や物産展等で炊飯した米飯、米菓子、もち等を購入する場合に、販売者から使用した米穀の産地情報を入手することが出来ます。

制度の概要

米トレーサビリティー法は大きく2つの内容から構成されています。

①取引記録の作成・保存

米穀事業者は、米穀等トレーサビリティーの確保のため、米穀等を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存することが義務づけられます。

②産地情報の伝達

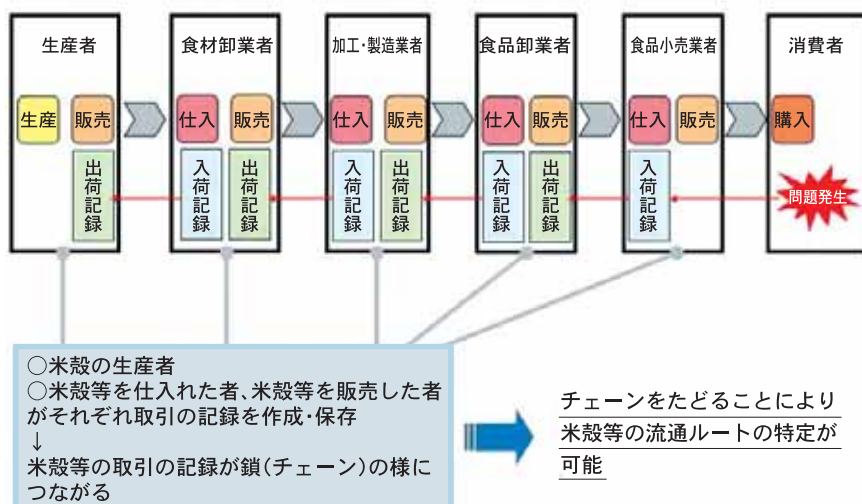
消費者が産地情報を手に入れるように指定米穀等(食用の米穀等)を取引する際に、米穀事業者は、その米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することが義務づけられます。

表.米トレーサビリティー法の対象米穀事業者及び米穀等

米穀事業者	米穀等
「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」 具体的には、 ○生産者 ○製造業者 ○流通業者 ○小売業者 ○外食産業者 等	○米穀(もみ、玄米、精米、碎米) ○米粉 ○米こうじ ○米菓子 ○米飯 ○もち ○だんご ○みりん ○清酒 ○単式蒸留しょうちゅう (泡盛含む) 等

「米穀等の取引等に係る情報の記録」 (米トレーサビリティ)

米トレーサビリティ制度の仕組み



トレーサビリティとは

農林水産物やその加工食品が、どこから来て、どこへ行ったのか明らかにできることです。具体的には、個々の事業者が取り扱う食品等の商品の移動に関する記録を作成・保存することです。

米穀事業者の皆様へ

米トレーサビリティ法に基づき、取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達については、施行日等が異なります。

①取引記録の作成・保存について

取引記録の内容は、品名、産地、数量、取引年月日、取引先名、搬出入場所です。

取引記録の保存期限は3年間（①消費期限が付されている商品については3月間、②記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品については5年間）となっています。

取引記録の作成・保存については、平成22年10月1日から施行されました（産地については、平成23年7月1日から義務付けられます）。

なお、取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対し産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令・立入検査を忌避した場合には50万円以下の罰金が科されます。

②産地情報の伝達について

産地情報の伝達については、平成23年7月1日から施行されます。

従って、

(ア)施行日以前に国内の生産者から出荷された米穀

(イ)施行日以前に国内で取引された輸入米穀

(ウ)①、②を用いた加工品については、米穀等の産地情報を伝達する義務は免除されます。

なお、一般消費者への産地情報伝達の伝達を適切に行わなかった場合には、勧告・命令が行われ、この命令に従わなかった場合には50万円以下の罰金に科されます。

御不明な点等ございましたら、適宜お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

農林水産部消費・安全課
TEL.098-866-1672
FAX.098-860-1195

財務部

調査の概要

【調査の目的】

本調査は、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を調査し、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として年4回（2、5、8、11月）実施。

【調査の時点】平成22年8月15日

【調査対象期間】

判断項目：22年7～9月期及び9月末見込み、
22年10～12月期及び12月末見通し、
23年1～3月期及び3月末見通し
計数項目：22年度上期実績見込み、
22年度下期見通し

調査対象企業の範囲

沖縄県内に所在する資本金1千万円以上の法人企業
調査対象企業数及び回収状況は次のとおりである。

- 対象企業数：122社
- 回答企業数：117社
- 回収率：95.9%

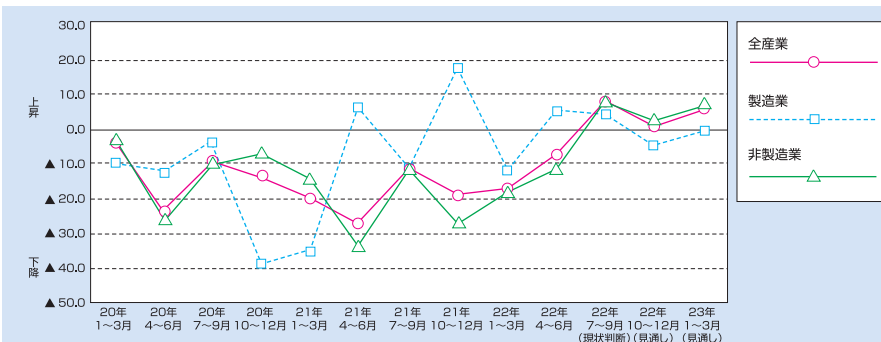
	対象企業数	回答企業数	回収率(%)
全産業	122	117	95.9
製造業	22	22	100.0
非製造業	100	95	95.0
建設業	17	17	100.0
情報通信業	9	9	100.0
運輸業、郵便業	7	7	100.0
卸売業、小売業	21	17	81.0
サービス業	23	22	95.7
大企業(資本金10億円以上)	21	20	95.2
中堅企業(1億円以上10億円未満)	48	48	100.0
中小企業(1千万円以上1億円未満)	53	49	92.5

(注)平成21年4-6月期調査から「第12回改定日本標準産業分類」の業種分類に準拠している。

景況判断

現状判断は「上昇」超に転じ、先行きは「上昇」超で推移する見通し

●企業の景況判断BSI（%ポイント）



企業の景況判断BSI（原数値）（前期比「上昇」－「下降」社数構成比）（単位：%ポイント）

		22年4～6月 前回調査	22年7～9月 現状判断	22年10～12月 見通し	23年1～3月 見通し
全産業		▲8.4 (15.1)	6.8 (2.5)	0.9	6.0
製造業		4.5 (13.6)	4.5 (▲4.5)	▲4.5	0.0
食料品製造業		27.3 (18.2)	27.3 (▲18.2)	▲18.2	0.0
非製造業		▲11.3 (15.5)	7.4 (4.1)	2.1	7.4
建設業		▲12.5 (0.0)	17.6 (▲12.5)	11.8	▲5.9
情報通信業		22.2 (22.2)	11.1 (22.2)	0.0	0.0
運輸業、郵便業		▲14.3 (28.6)	14.3 (28.6)	14.3	28.6
卸売業、小売業		▲10.5 (10.5)	0.0 (26.3)	▲11.8	▲17.6
サービス業		▲26.1 (39.1)	4.5 (▲8.7)	0.0	31.8
規模別	大企業	▲5.0 (25.0)	45.0 (15.0)	▲5.0	5.0
	中堅企業	▲12.0 (20.0)	2.1 (▲4.0)	▲2.1	8.3
	中小企業	▲6.1 (6.1)	▲4.1 (4.1)	6.1	4.1

(注) ()書きは前回調査(22年4～6月期)時の見通し



Point

平成22年7～9月期沖縄管内分の法人企業景況予測調査を実施しました。
平成22年7～9月期の企業の景況判断BSIを22年4～6月期と比較すると、全産業で、現状判断は「上昇」超に転じています。

第26回 法人企業景況予測調査

（平成22年7～9月期調査）

BSIの計算法

(Business Survey Index)

例 「景況判断」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…40.0%

「不変」と回答した企業の構成比…25.0%

「下降」と回答した企業の構成比…30.0%

「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI＝

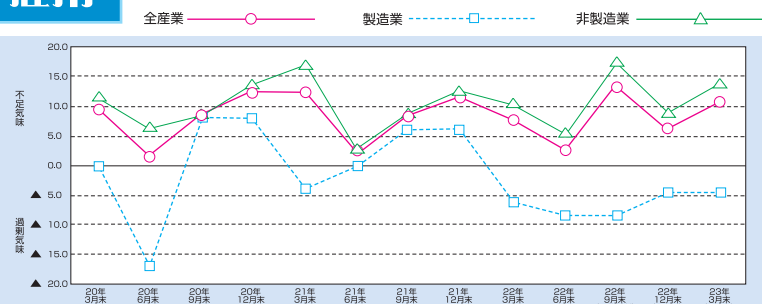
－（「上昇」と回答した企業の構成比40.0%）

－（「下降」と回答した企業の構成比30.0%）

＝10.0%ポイント

雇用

現状、先行きとも「不足気味」が「過剰気味」を上回る



従業員数判断BSI (原数値) (期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)

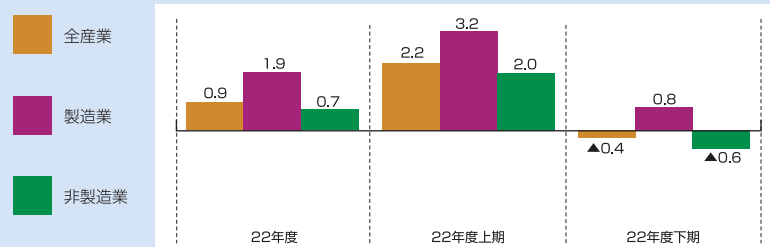
	22年6月末 前回調査	22年9月末 現状判断	22年12月末 見通し	23年3月末 見通し
全産業	2.6	(2.6)	12.2	(3.4)
製造業	▲9.1	(▲9.1)	▲9.1	(▲9.1)
非製造業	5.3	(5.3)	17.2	(6.4)
建設業	6.3	(6.3)	11.8	(18.8)
情報通信業	12.5	(12.5)	12.5	(12.5)
運輸業、郵便業	0.0	(0.0)	0.0	(0.0)
卸売業、小売業	0.0	(0.0)	12.5	(0.0)
サービス業	13.6	(18.2)	31.8	(4.5)
大企業	▲5.0	(0.0)	5.0	(0.0)
中堅企業	6.1	(4.1)	12.8	(2.0)
中小企業	2.1	(2.1)	14.6	(6.4)

(注) () 書きは前回調査(22年4~6月期)時の見通し

売上高

22年度は増収見通し

(注:石油・石炭・電気・ガス・水道、金融、保険を除く)



	22年度	上期	下期
全産業	(▲0.0)	0.9	▲0.4
製造業	(▲1.6)	1.9	0.8
非製造業	(0.2)	0.7	▲0.6
建設業	(▲1.8)	▲2.6	▲5.5
情報通信業	(▲0.2)	0.3	0.2
運輸業、郵便業	(2.3)	3.2	▲1.4
卸売業、小売業	(▲0.3)	▲0.1	▲1.3
サービス業	(7.9)	9.5	11.5

(参考) 全規模・全業種(金融業、保険業を除く)

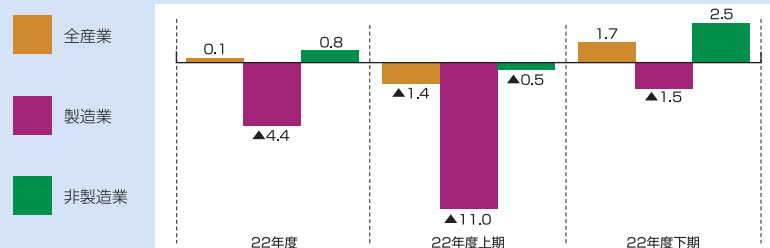
	22年度	上期	下期
全産業	(▲0.9)	1.3	▲1.9
製造業	—	—	—
非製造業	—	—	—

(注) 1. () 書きは前回調査(22年4~6月期)結果 2. —はデータ検証の観点から非公表

経常利益

22年度は増益見通し

(注:石油・石炭・電気・ガス・水道、金融、保険を除く)



	22年度	上期	下期
全産業	(▲2.5)	0.1	1.7
製造業	(2.5)	▲4.4	▲1.5
非製造業	(▲3.4)	0.8	2.5
建設業	(▲2.3)	▲7.3	20.3
情報通信業	(▲2.2)	▲7.2	▲2.7
運輸業、郵便業	(98.1)	241.9	421.3
卸売業、小売業	(▲9.5)	▲1.9	▲8.6
サービス業	(43.8)	18.8	▲24.5

(参考) 全規模・全業種(金融業、保険業を含む)

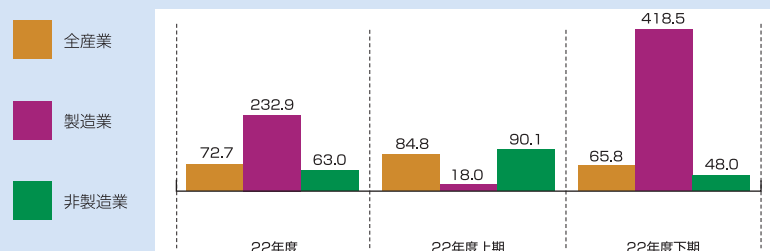
	22年度	上期	下期
全産業	(▲7.0)	▲12.4	28.0
製造業	—	—	—
非製造業	—	—	—

(注) 1. () 書きは前回調査(22年4~6月期)結果 2. —はデータ検証の観点から非公表

設備投資

22年度は増加見通し

(注:ソフトウェア投資額を含む、土地購入額を除く)



	22年度	上期	下期
全産業	(52.1)	72.7	65.8
石油・石炭・電気・ガス・水道を除く全産業	(4.5)	58.0	51.5
製造業	(89.1)	232.9	418.5
非製造業	(50.1)	63.0	48.0
情報通信業	(▲8.0)	9.1	20.5
運輸業、郵便業	(9.5)	449.8	▲91.8
卸売業、小売業	(▲32.1)	▲24.2	▲27.9
サービス業	(7.8)	4.3	▲1.6

(参考) ソフトウェア投資額及び土地購入額を除く

	22年度	上期	下期
全産業	(51.7)	72.4	66.7
製造業	(86.9)	231.1	419.7
非製造業	(49.8)	62.6	48.6

(注) 1. () 書きは前回調査(22年4~6月期)結果 2. 平成22年4~6月期調査から、ソフトウェア投資額を含む、土地購入額を除く結果としている。

総務部／開発建設部

平成22年度
沖縄総合事務局防災訓練（地震・津波）の
実施について



Point

沖縄総合事務局では、去る9月3日、地震・津波の災害を想定して、災害対策の適切な初動体制を確立し、関係機関との間において関連情報等の伝達が迅速かつ的確に行われることが重要であるとの認識のもと、防災訓練を実施しました。

今回の訓練は、初めて沖縄県総合防災訓練と同日同時刻に開催して沖縄県との連携を図ることとし、午後2時00分に沖縄本島近海（那覇の北約30km）を震源とするマグニチュード7.4、震度6強、震源の深さが10kmの強い地震が発生し、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方に津波警報が発令されたとの想定で、本局出勤職員全員参加の緊急地震速報対応に始まり、離島を含めた全出勤職員の安否確認訓練を行いました。

その後、防災担当職員で実施した訓練は、総務部は、災害対策本部の立ち上げ、入居庁舎の安全確認や災害広報訓練、関係機関及び各部との連絡調整訓練を行い、財務部は、所管業務のうち沖縄本島及び石垣島に所在する公務員合同宿舎の被災情報連絡訓練を行いました。

農道埋塞が発生したこと及び沖縄県中央卸売市場の被災情報が適切に情報伝達訓練を行いました。経済産業部は、地震による電気、ガス、工業用水の供給状況及び施設の被災状況について情報収集し、適切な報告訓練を行いました。



定で、沖縄県や国の関係機関のほか、沖縄建設弘済会、沖縄県建設業協会、日本道路建設業協会沖縄支部及び沖縄県舗装業協会と連携した災害支援訓練、また、沖縄総合事務局防災ヘリによる現地災害映像を関係機関に送信することや、衛星小型画像伝送装置による被災現場の状況調査及び画像配信訓練などを実施するとともに、沖縄県現地対策本部への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣及び沖縄県の要



請を受けて、沖縄県総合防災訓練現場に緊急災害対策派遣隊員（TECIFORCE）を派遣する訓練も行いました。さらに、衛星通信車により沖縄県総合防災訓練現場の画像を災害対策本部に送信する訓練も行いました。運輸部は、沖縄本島中部の平敷屋港の船舶及び乗合バスの被災状況について、適切な情報伝達訓練を行いました。

今回の訓練では、沖縄県以外にも那覇産業保安監督事務所、沖縄気象台、国土地理院沖縄支所、第十一管区海上保安本部、陸上自衛隊第十五旅団等の関係機関にもご協力いただき、有意義な訓練を実施することができました。

関係機関の皆様の御協力により感謝申し上げます。最後に、今後も関係機関との連携を図りながら、訓練後に挙げた様々な反省点を次回以降の訓練に生かして、当局の防災体制の強化、充実に努めてまいります。

農林水産部

沖縄総合事務局農林水産部の組織再編について



Point

沖縄総合事務局農林水産部では、平成22年10月1日に組織再編を行いました。
生産振興課、食品・環境課を新設し、食料の安定供給の取組を強化するとともに、農林水産業の6次産業化や農林水産分野における環境の保全に関する政策を推進していきます。
また、米穀等の流通監視体制を強化し、食の安全及び消費者の信頼の確保に努めていきます。

①生産振興課の新設

戸別所得補償などの米麦施策と、農産、畜産の施策とを一体的に実施することとし、一元的な食料生産対策として、食料の安定供給の強化に取り組みます。また、新たに、畜産振興室を設置します（経営課の地域づくり推進室は、廃止します）。
なお、10月1日から、主要食糧の集荷、買入、販売、輸入に関する事務等は民間委託されることとなりますが、これらの事務に関する問い合わせ等につきましては、生産振興課が対応します。

③消費・安全課における米穀等の流通監視に関する事務の新設

10月1日からの「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）等の施行に合わせ、米穀等（米穀や米穀加工品）について、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するとともに、戸別所得補償制度の実施に伴い横流れを防止するため、米穀等の流通監視業務を消費・安全課で行うこととし、その体制を強化します。

②食品・環境課の新設

沖縄の地域資源を活かした農林水産業の6次産業化（生産と加工・販売を一体的に行う取組）や、食品産業の振興、地産地消、バイオマス、環境の保全などの施策に重点的に取り組むこととします。

(ア)消費・安全課に、流通監視係を新設します。

(イ)那覇農林水産センター及び名護農林水産センターに、担当調査官を新設します。

沖縄総合事務局農林水産部組織図

【現行組織】（9月まで）

沖縄総合事務局
農林水産部

- 農政課
- 経営課
 - 地域づくり推進室
- 土地改良課
- 農畜産振興課
- 統計調査課
- 消費・安全課
- 食料流通課
- 林務水産課



【新組織】（10月以降）

沖縄総合事務局
農林水産部

- 農政課
- 経営課
- 土地改良課
- 生産振興課
 - 畜産振興室
- 統計調査課
- 消費・安全課
- 食品・環境課
- 林務水産課

【連絡先】 生産振興課 Tel:098-866-1653 Fax:098-860-1195
食品・環境課 Tel:098-866-1673 Fax:098-860-1179

経済産業部



Point

国等が物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを「官公需」といいます。国等は中小企業者の官公需の受注機会を拡大するために、毎年契約の方針を決定し、これに沿った措置を講じていくとしております。

「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が決定されました。〈平成22年度官公需確保対策地方推進協議会を開催〉

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者への官公需の受注機会を確保することは極めて重要です。

政府は、去る6月18日に「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていくことになりました。

行政経費節減のため、競争契約や一括発注の要請が強まっておりますが、中小企業者の受注環境は一層厳しい状況にあり、今回の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大を図るために有益な既存の取組（分離・分割発注の推進、同一資格等級区分内での競争、官公需適格組合の活用等）を引き続き進めるとともに、次の措置等を講

じることとしております。

(1) 中小企業者の自助努力への支援強化

中小企業者の官公需に関する個別の相談に対応する体制を作るとともに、官公需情報ポータルサイトの利用を広める。

- ① 国の発注機関ごとに「官公需相談窓口」を設置
- ② 官公需の仕事探しの相談に応じる「官公需総合相談センター」を全国に設置
- ③ 中小企業支援機関での支援ツールとして、官公需情報ポータルサイトの利用を促進

(2) ダンピング防止対策の充実

人件費割合の高い役務契約において、予定価格を大幅に下回る入札が散見され、

支払賃金の削減や下請企業へのしわ寄せ、作業品質の低下等が懸念される。このため、過度の低価格入札に対するダンピング防止対策の充実を図るため、低入札価格調査制度の適切な活用を図る。

- ① 低入札価格調査において、入札価格内訳書の徴収を徹底
- ② 落札者名の公表を徹底し、公正取引委員会、労働基準監督署などの規制当局による監視に繋げる

また、平成22年度の中小企業者向け官公需契約目標額を3兆8,656億円、官公需総額に占める割合を過去最高の56・2%としており、上記の措置を講じること等により、本目標の達成に努めることとしております。



平成22年度官公需確保対策地方推進協議会の様子

※当局では、7月26日に管内の国等の地方支分局及び地方公共団体の契約担当者等を対象とした官公需確保対策地方推進協議会を開催し、本方針の周知を図りました。

【官公需相談窓口】

国や独立行政法人等の本省・地方支分局、本部・支部別の発注機関及び官公需相談窓口一覧
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/madoguchi.htm>
 中小企業庁HP－経営サポート－取引・官公需支援－下請取引の適正化(官公需施策)

【官公需総合相談センター】

国の機関や独立行政法人の官公需に関する仕事探しをしている中小企業者を支援
 沖縄県中小企業団体中央会／TEL.098-859-6120

【官公需情報ポータルサイト】

国・独立行政法人、地方公共団体等がHP上に掲載している入札情報を検索するサイト
<http://kankouju.jp/>

経済産業部



Point

経済産業省では、毎年11月を伝統的工芸品月間と定め、長い歴史と風土に育まれ、用と美を兼ね備えた生活用品として国民生活に豊かさや潤いを与えてきた伝統的工芸品の普及啓発に取り組んでいます。

11月は伝統的工芸品月間です。

一家に一台とは申しませんが、陶器や絣、紅型、漆器等、伝統工芸品と呼ばれている道具や衣類が、何かしら、ご自宅にあるのではないかと思います。伝統工芸品の中で、次の5つの要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けたものを「伝統的工芸品」と呼んでいます。

- ①主として日常生活で使われるもの
- ②製造過程の主要部分が手作り
- ③伝統的技術または技法によって製造
- ④伝統的に使用されてきた原材料
- ⑤一定の地域で産地を形成

平成22年4月現在、全国で211、沖縄では13の工芸品が指定されています。

去る8月14・15日には、管内の全産地が参加した沖縄工芸ふれあい広場が開催され、多くの方に県内の工芸品の魅力をアピールいたしました。



沖縄工芸ふれあい広場の会場風景

産地組合では、「装飾品」なものだけではなく、かりゆしウェアやバッグ、ブックカバーなど現代の生活にマッチした商品や産地間の連携による新製品開発にも積極的に取り組んでいます。例を挙げると、宮古上布と本草のコラボ、琉球漆器の名札や琉球絣とびんがたのコラボなどがあります。

今月は、産地組合の展示会も数多く予定されていますのでご興味のある方は、足を運んでみてはいかがでしょうか。



琉球びんがた体験実習



琉球絣体験実習

11月6・7日は読谷まつりで読谷山花織・ミンサーの展示会。18・21日は首里織展、12月2・5日は琉球びんがた組合展が那覇ぶんかテンプス館で開催されます。

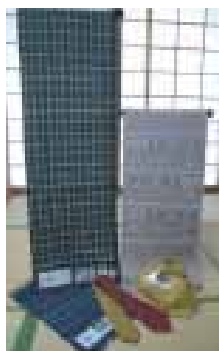
また、喜如嘉芭蕉布組合では、11月20日・22日に、「しな織の里（新潟県）」への染織ツアーも計画しています。



宮古上布



首里織



読谷山花織

伝統的工芸品	産地組合
久米島紬	久米島紬事業協同組合
宮古上布	宮古織物事業協同組合
読谷山花織、読谷山ミンサー	読谷山花織事業協同組合
壺屋焼	壺屋陶器事業協同組合
琉球絣	琉球絣事業協同組合
首里織	那覇伝統織物事業協同組合
琉球びんがた	琉球びんがた事業協同組合
琉球漆器	琉球漆器事業協同組合
与那国織	与那国町伝統織物協同組合
喜如嘉芭蕉布	喜如嘉芭蕉布事業協同組合
八重山上布、八重山ミンサー	石垣市織物事業協同組合 竹富町織物事業協同組合

運輸部

観光庁では、2013年までに訪日外国人旅行者数を1500万人にする目標に向け、訪日旅行促進事業（VJ事業）を推進しております。

沖縄総合事務局においても、沖縄県等と連携してVJ地方連携事業を行っているところで、平成23年度VJ地方連携事業をより効果的なものとするため、本事業の計画策定にあたり地方自治体、観光関係事業者・団体等から提案をいただくため企画提案募集説明会を開催しました。

併せて、日本政府観光局（JNTO）シドニー事務所長の山下幸男氏を招き「豪州における訪日旅行の動向」と題し、マーケット研究会を開催しました。

豪州人の特性としては、FIT（個人旅行）による参加活動型の旅行メニューを好み、インク



【企画提案募集説明会】

ルード料金（移動・食・宿泊レジャー等の料金を全て含んだ「コミコミ」での料金設定）により旅行商品を比較していると紹介がありました。



Point

平成21年度の観光客数は約569万人で、8年ぶりに前年実績を下回りましたが、一方、外国人観光客数は約24万6千人で過去最高となりました。海外からの航空機による定期便の就航や、クルーズ船寄港は引き続き増加傾向にあります。

ビジット・ジャパン（VJ）に関する企画提案募集説明会及びマーケット研究会 ～沖縄におけるブロック戦略～



沖縄におけるVJ地方連携事業のブロック戦略

H23年度

H23年度連携事業の基本戦略

1. 主要市場である台湾、香港、韓国、中国における誘客事業を引き続き実施する。

- ・ 沖縄県への外国人入域客のうち75%以上は台湾、香港、韓国からの入域客で占められており、引き続きこれらの国・地域を最重点市場として事業を実施し、市場としてのさらなる成熟を図る。また、中国は今後の市場拡大が予想され、沿岸部だけでなく内陸部の有望地域についても注目していく。

2. 豪州を重点市場として位置づけ、プロモーションを開始する。

- ・ 入域客はまだ少ないものの着実に伸びている。長期休暇の習慣があり、日本文化に関心が高いことから、日本の中でも独特な沖縄文化や海洋リゾート地として富裕層から一般層まで多様な客層に対応できる沖縄観光をPRし認知度を高める。
- ・ 新規市場として沖縄の気候、自然、歴史、文化などを広くPRし、沖縄の観光資源に対する興味など市場の反応を確認しながらニーズに沿った商品造成を図る。

3. MICE誘致事業の強化。

- ・ MICEは付加価値が高く、また、開催による宣伝効果も期待できることから取り組みを強化する。効果的なPRにより、インセンティブツアーや国際会議等のアフターコンベンションツアーの適地としての沖縄の認知度を高める。

4. 進展するFITやSITへ対応として他分野を活用した商品開発を支援

- ・ 市場の成熟に伴うリピーターの増加に対応するためには新しい商品が必要。スポーツや音楽祭などのイベントや離島、医療などを活用した商品の市場展開を支援する。

運輸部

日本の有人島で最南端に位置する波照間島は、地理的条件を生かした星空観測や神秘的な神事が数多く行われるなど、自然と歴史文化が融合した島として知られています。近年、その魅力ある波照間島を訪れようと観光客数も増加傾向にあり、船舶以外に移動手段がない島民からも早期の代替建造が望まれていました。

石垣〜波照間航路は52 kmに及び、波の荒い外洋を航行することから、船体の揺れが激しく欠航率も高いため、それらを解消することが大きな課題でした。

「ぱいぱていろーま」は、水中翼を装備することで、航行中に船体が約1 m浮上するため波の影響を受けにくく高速での航行



総トン数 89トン
旅客定員 120名
全長 27.8m
幅 6.7m
深さ 2.3m
航海速力 30ノット
(時速約55km)

が可能となっており、併せて船体の前後に縦揺れ・横揺れを緩和する装置を装備することで、より安全で波に強い構造となっています。また、バリアフリーに対応した客席、トイレ、車いす置場を確保することで、高齢者などにも安全で快適な乗り心地の船舶となっています。

船体の右舷にはエンゼルフィッシュを左舷には波照間島で観察される南十字星をイメージした星のデザインが鮮やかに描かれており、船名も波照間小中学校の児童から公募するなど、地元への愛着と期待を乗せた「ぱいぱていろーま」が就航することで、旅客及び生活必需品のさらなる安定輸送や観光振興にも貢献できるものと期待されています。



船内から開閉作業が可能な油圧式タラップ



平成8年より就航していた「ニューはてるま」(総トン数19トン・旅客定員80名)に代わり「ぱいぱていろーま」(波照間島の伝説で理想郷の意味)が平成22年8月21日より就航しました。

石垣〜波照間航路に高速旅客船「ぱいぱていろーま」就航

総務部

公正で自由な競争が、事業者と消費者を守っています
競争政策に関する懇談会を開催

soumubu

公正取引室が進める「競争政策」は、公正で自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることにより、消費者の利益を確保することを目的としています。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安く優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとしますし、消費者は、ニーズに合った商品を選択することができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることになります。当室においては、「競争政策」を推進するために公正で自由な競争を守るための独占禁止法や下請事業者いじめを防ぎ、やめさせるための下請法を運用しています。

その一環として、当室では、「競争政策」についてより一層の理解を深めてもらうとともに、県内各地区の有識者から幅広く意見・要望をいただき、今後の競争政策に役立てることを目的に「競争政策に関する有識者との懇談会」を年4回程度開催しており、去る9月29日に西原町商工会、10月6日に沖縄商工会議所において懇談会を開催しました。懇談会では当室から公正取引委員会の最近の活動状況や策定中の「優越的地位の濫用」に関するガイドライン(案)について説明を行った後、出席者との意見交換が行われ、公共工事における安値受注と入札制度のあり方や下請いじめ等の問題に関して活発な意見が交わされました。

なお、公正取引室では、県民の皆様からの独占禁止法又は下請法に関する相談や違反の疑いのある情報(申告)を受け付けております。



○申告窓口

総務部公正取引室
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第二地方合同庁舎2号館6階
TEL.098-866-0049

財務部

「我が国金融システムを巡る状況と金融行政の諸課題」
金融庁業務説明会を開催

zaimubu

9月8日、金融行政に対する理解を深めることを目的に、那覇第2地方合同庁舎において、当局主催による「金融庁業務説明会」を開催しました。

当日は、金融・保険・証券業界などから約110名の方々に出席いただき、金融庁総務企画局の桑原総括審議官から、『我が国金融システムを巡る状況と金融行政の諸課題』と題して、中小企業等に対する金融の円滑化に向けた取組みのほか、改正貸金業法の完全施行や、国際的な金融規制改革への対応などについての説明が行われました。

金融の円滑化に向けた主な取組みとしては、平成20年11月に「貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」や「銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化」を行ったほか、平成21年12月の中小企業金融円滑化法施行に合わせ

て監督指針及び金融検査マニュアルを改定したことなどの説明がありました。

また、改正貸金業法の円滑な完全施行のための取組みとしては、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置や「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめたほか、完全施行後の取組みとして「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し、施行後の実態の把握を行い、適切な対応を検討

していくなどの説明が行われました。

説明会終了後、桑原総括審議官は、中小企業金融円滑化法施行後の状況等について、地元金融機関の営業店長と意見交換会を行ったほか、商工団体、中小企業者、沖縄県の貸金業者監督担当者を訪問し、中小企業の業況、資金繰りの現況や改正貸金業法の完全施行の影響などについても意見交換を行いました。



説明会の様子



意見交換会の様子

農林水産部

沖縄における農商工連携推進パネル展を開催

Nourinsuisan

沖縄における農商工連携の一層の推進を図るため、8月23日(月)～8月27日(金)、沖縄総合事務局1階行政情報プラザにおいてパネル展を開催しました。

農商工連携とは、農林漁業者や商工業者がその技術やノウハウを持ち寄り、新たな商品・サービスを生み出す取組で、今回のパネル展では沖縄の農林水産物の活用をより推進することを目的として実施しました。

また、パネル展開催中の8月25日(水)には試食会を開催し、農商工連携によって開発された食品や飲料を来場者にPRしました。

試食会ではアンケートを行い、その結果を商品開発を行った事業者へ還元することにより、次の商品開発に活かす取組も行いました。



パネル展会場の様子



試食会の様子



展示された商品



試食会でのアンケート調査

農林水産部

特別展示「知ろう！見つけよう！バイオマス」

Nourinsuisan

平成22年9月1日(水)～9月7日(火)、沖縄総合事務局1階行政プラザにおいて、「知ろう！見つけよう！バイオマス」をテーマに、特別展示を実施しました。期間中に約250人が来場いただき、バイオマスへの理解を深めてもらいました。

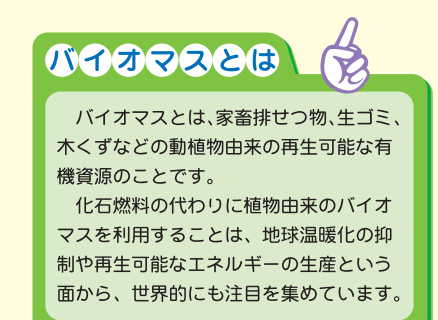
会場には、各種のパネルに加え、バイオ燃料の原料としての可能性が調査されているヤトロファ(ナンヨウアブラギリ)、スイートソルガムなどの植物や、ホタテの貝殻から作った食器、コーヒー抽出後のカスから作った文房具などのバイオマス製品を展示し、身近なものがバイオマスとして活用できることを実感してもらいました。



展示会場の様子



展示したバイオマス製品



展示したバイオマス製品

バイオマスとは



バイオマスとは、家畜排せつ物、生ゴミ、木くずなどの動植物由来の再生可能な有機資源のことです。

化石燃料の代わりに植物由来のバイオマスを利用することは、地球温暖化の抑制や再生可能なエネルギーの生産という面から、世界的にも注目を集めています。

農林水産部

出張講座「口蹄疫発生と国産食肉の安全安心を考える」

Nourinsuisan

平成22年10月5日(火)、那覇市内において、口蹄疫等の家畜の病気と食肉に関する的確な情報提供を通じ、国産食肉の需要の確保・促進を図ることを目的に、(財)日本食肉消費総合センターとの共催で「食肉情報出張講座」を開催いたしました。

講座では、最初に「口蹄疫発生と国産食肉の安全安心について考える」をテーマに、村上洋介帝京科学大学生命環境部教授から口蹄疫の概要、発生の背景及び影響とその対策等について講演をいただきました。

続いて、大城守沖縄県農林水産部中央家畜保健衛生所主任技師から「農場における生産衛生管理指導」と題し、「家畜は食肉である」との概念のもと、畜産農場における飼養衛生管理の現状について、また、富永正哉同福祉保健

部中央食肉衛生検査所主任技師から「食肉の生産から加工・流通における衛生管理」と題し、食肉を衛生的に流通させるための取組について現場報告をいただきました。

当日は、本年4月に宮崎県において口蹄疫が発生したことから消費者や行政担当者の方々の関心が高く、100人以上が参加され、熱心に講義を聞いていただきました。

口蹄疫とは



口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜(牛、豚、山羊、めん羊、水牛など)や野生動物(ラクダやシカなど)がかかる病気です。なお、口蹄疫にかかった家畜の肉や乳が市場に出回ることはありません。また、人間が口蹄疫にかかった家畜の肉や乳を口にしても口蹄疫にかかることはありません。



【講演の様子】



【質疑応答の様子】

開発建設部

「港湾空港技術地域特別講演会in沖縄2010」を開催

kainatukensetu

10月6日(水)、那覇第2地方合同庁舎2階大会議室において県内の土木建設業、建設コンサルタント、大学、港湾管理者、直轄職員を対象に内閣府沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省国土技術政策総合研究所(「国総研」と独立行政法人港湾空港技術研究所(「港空研」との共催で「港湾空港技術地域特別講演会」を開催しました。

「国総研」、「港空研」においては港湾、空港、海岸、沿岸環境分野に関する最先端の研究・技術開発を進めるとともに、地方整備局で実施している同分野の事業に対する技術的支援を行っております。

本講演会は、両研究所がこれまで行ってきた調査研究について直接紹介して

もらうもので、各分野での最先端の技術であり、今後の沖縄における港湾空港分野の技術向上にとって大変有意義なもので、技術者個人のスキルアップにもつながる講演内容でした。

本講演会は、土木学会継続教育(CPD)プログラム認定ということもあり、定

員100人に対し、120人余りの受講者が参加し、活発な意見交換がなされました。

なお、今回初めて開発建設部から「美ら海の創造港湾整備におけるサンゴの保全・再生」のタイトルで港湾計画課の土田真也係長が発表をおこないました。



【港湾空港技術地域特別講演会in沖縄2010】講演状況

運輸部 「平成21年度国土交通白書説明会」開催

unyubu

平成22年9月8日、那覇第二地方合同庁舎1号館大会議室にて、開発建設部と共催により、管内の市町村等を対象に「平成21年度国土交通白書説明会」を開催しました。

現在、日本は、大きな転換期にあり、人口減少や少子高齢化の進行などで、多くの人々が日本の将来に対して不安を感じている状況にあるといえます。厳しい経済状況の下、人口減少や少子高齢化はあらゆる面に影響しており、社会経済全体から個人の生活や意識に至るまで、様々な変化が生じています。これまで生活を支えあう原点であった家族の構成が多様化し、個人の意識と行動も変化しており、既存のシステムが通用しなくなっている部分も多くなっています。

しかし他方で、人口の世代構成が変化し国民の行動の潮流が変われば、そこに新しいチャンスが生まれる可能性があります。身近な地域に新しい価値を発見したり、創造したりする動きも

あり、人々も、地域が元気になるための活動に対する意識が強まっており、団塊の世代の就業意欲の高さなどを踏まえた新しいマンパワーの登場なども期待されています。人口が減少し高齢者の割合が増える中、従来の公共でできることには限界があり、官と民が適切に役割分担し、住民やNPO、企業等のパワーを取り込むことが重要となっています。

このような状況の中、平成21年度国土交通白書では「転換期を迎えている

地域・社会と国土交通行政」をテーマとし、日本の経済社会やそれぞれの地域、個人の生活や意識の変化を分析し、今後の国土交通行政に求められているものを記述するとともに、各地域で芽生える新しい取り組みを取り上げています。また、国土交通行政の動向について施策課題ごとに報告されています。国土交通省のホームページには、白書の全文が掲載されていますので、是非この機会にご覧になってみてはいかがでしょうか。



【説明を熱心に聴く参加者】

平成21年度国土交通白書 <http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>



【勝山部長による主催者挨拶】

運輸部 平成22年度船員労働安全衛生月間の実施

unyubu

本年度も船員災害の減少と船内における安全で快適な作業環境、居住環境の実現を目指して9月1日～30日の1ヶ月間を船員労働安全衛生月間とし、「笑顔待つ 家族に贈ろう 無災害」をスローガンに月間中、各種の行事を展開しました。

まず、9月2日（木）に沖縄県水産会館において船員、船舶所有者、関係機関等多数の参加のもと船員災害防止大会を開催しました。

大会では、船員災害の減少目標の達成を目指して日々の活動を推進していくことを誓った大会宣言がなされ、その後、「Dr.久高のマンマ家クリニック」の久高医師による「21世紀に男が生き残れる唯一の方法」という演題で、時



大会宣言

折ジョークを交えながら、男女が健康に過ごしていくあり方についての講演が行われました。

この他、会場には作業用救命衣、救命浮環等、船員の保護具の展示場も開設され、年々機能が増している保護具に参加者の関心が集まりました。



特別講演

また、月間中は訪船指導員が県内各港に停泊中の船舶を訪れ、海中転落事故を防ぐための舷梯（岸壁と船舶を結ぶ梯子）の設置・点検状況、転倒防止のための床面等の安全等についての点検指導を行いました。

なかゆくい

—見どころ満載！ダムめぐり！—

【開発建設部流域調整課】

シリーズ **4**



大保ダム (H23供用予定)



川で遊ぶ

福地／羽地／倉敷

○福地・羽地のダム下流では川遊びが出来ます。また倉敷ダムでは湖畔公園に「やんばるの川」と呼ばれる子供たちに大人気の人工河川があります。



カヌーで遊ぶ！

安波／羽地

○安波ダムでは、神秘的なやんばるの山々を身近に感じながらカヌーのエクササイズが楽しめます。

【窓〇：国頭村環境教育センターやんばる学びの森】

○羽地ダムでは、広い湖面を利用した開放的なカヌーが楽しめます。長大なまたきな大橋を間近で見上げたり、ダムに流れ込む河川を遊覧することもできます。

【窓〇：羽地ダム管理支所】

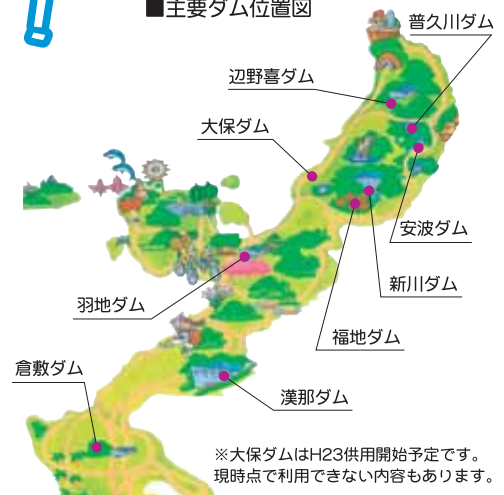
注：手漕ぎボート類に限るなどいくつかのルールがあり、事前に羽地ダム管理支所の許可を受ける必要があります。



①ダムでまなぶ！

11月に入りようやく秋の気配を感じるようになり、だいぶ過ごし易くなってきました。休日はちょっと遠出してみようかな？と思っている方のために、今回は休日のドライブに適したダム及びダム周辺の面白スポットを紹介します。

■主要ダム位置図



※大保ダムはH23供用開始予定です。現時点で利用できない内容もあります。

②ダムでまなぶ！

地域防災センター(資料館)

福地／羽地／大保

【地域防災センターって？】

地震や津波などの大規模災害発生時には地域住民の避難場所として利用できるよう整備されています。平時時はダムや水に係る情報発信の場として活用されています。

○福地ダムではパソコンを用いた利水統合運用による効率的な水運用体験や、ダムクイズ等楽しみながらの学習が可能です。またダムの歴史や沖縄の水文化についても学ぶことが出来ます。

○羽地ダムでは昔の集落の生活が分かる出土品の展示や中国から伝えられた風土工学、蔡温による治水の歴史等を学ぶことが出来ます。思いっ切り沖縄の歴史を感じるには最適です。

○大保ダムでは主にやんばるの環境や生物に関する情報展示がされています。世界でやんばるにしか生息しないノグチゲラやヤンバルクイナ等に関する情報も満載です。

魚道・ビオトープ(貯水池)

漢那／大保

○魚道は、ダムが出来ることによって、ダムの上下流間の生物の往来が阻害される為、これを解消する目的で設置されています。特に漢那ダムでは全国に先駆けて甲殻類やハゼ類を対象とした魚道が設置されており、カニやエビ・ハゼ類等を間近で観察することができます。(漢那ダムのみ)

○ビオトープとは様々な生物の生息環境のことです。漢那ダムでは第二貯水池(メダカの学校が整備されており、県内でも有数のトンボ生息地となっています。(大保ダムは現在整備中)



③ダムをめぐる！

ダム景観スポット

福地／漢那／羽地

【福地ダム】
手軽に行くなら福地ダム湖面が見渡せる湖畔公園、海への眺望が素晴らしい上流洪水吐近辺がおススメです。



【漢那ダム】
漢那ダム左岸にある展望台からは城をイメージしたダム本体や貯水池が一望できます。景観スポットとして全国ダム湖100選にも選ばれています。



【羽地ダム】
羽地ダム右岸の林道から見える羽地内海・ダム貯水池が絶景です。また湖面を横切るまたきな大橋は名護名物の桜色をイメージした作りとなっていて一見の価値有ります。



④注目施設！

つつじエコパーク

福地

【福地ダム】
福地ダム周辺には「つつじエコパーク」があります。3月には辺り一面につつじが咲き誇ります。東村主催のつつじ祭りも実施。またキャンプや福地ダム湖面遊覧の受付等もこちらで行えます。

※つつじエコパークの詳細は下記のHPをご覧ください。



やんばる学びの森

安波

【安波ダム】
安波ダム左岸側には「やんばる学びの森」があります。ここでは神秘的なやんばるの自然を生かしたサバイバルキャンプや亜熱帯・ジャングルツアー等の面白メニューが満載です。また近くには映画でも使用された鬼太郎ハウスで休憩することもできます。

※やんばる学びの森の詳細は下記のHPをご覧ください。



やんばるの森 <http://www.atabii.jp/2010event-topics.html>

つつじエコパーク <http://www.eco-park.com/>

豆マメ知識

【知られざる滝】安波ダム・大保ダム
残念ながら一般見学は出来ませんが安波ダムではダムの上流に「シゲランファア」「シジキマタ」と呼ばれる神秘的な滝があります。また大保ダム貯水池に流れ込む河川にも大小様々な滝が数多くあります。



【県内唯一】福地ダム
福地ダムでは「コンミキ号」による県内唯一の湖面遊覧が楽しめます。沖縄県一広大な貯水池を優雅に楽しんでみてはいかがでしょうか？



注：大保は地元ガイド等での案内が必要です。

【なかゆくい】普久川ダム
東西を結ぶ県道2号線沿いに位置する普久川ダムはなかゆくに最適です。また近くにはタナガールグレイもありません。ヤンバルクイナも見られるかも？



【米軍承継】福地ダム

福地ダムは元々本土復帰前に米軍陸軍工兵隊により施工されていましたが、昭和47年の沖縄返還に伴い、施工途中で日本に引き渡されました。日米で施工技術や方法等が異なる為、2国間で慎重に協議を重ね施工されました。その後昭和54年に再開発事業が計画されダムの嵩上げ等を行い、現在の姿となっています。

※福地ダムには承継記念碑もあります。ぜひ探してみてください。



内閣府だより

国際シンポジウム

「沖縄における知的・産業クラスターの形成を目指して」

平成24年秋に開学予定の沖縄科学技術大学院大学は、先端的な学際分野において世界最高水準の教育研究を行うことを目指しており、同大学の開学を契機に、沖縄において、大学・研究機関、民間の研究所、ベンチャー企業等が集積する知的・産業クラスターが形成されることが期待されています。



ジョナサン・ドーファン博士



ジョン・V・ルース駐日米国大使



去る10月6日、沖縄科学技術研究基盤整備機構（OIST）は、「沖縄における知的・産業クラスターの形成を目指して」と題する国際シンポジウムを開催しました。国内外からおよそ180名が参加し、沖縄科学技術大学院大学学長予定者のジョナサン・ドーファン博士による開会の辞に続いて、来賓として出席された末松義規内閣府副大臣、仲井眞弘多沖縄県知事、そしてジョン・V・ルース駐日米国大使がそれぞれ御挨拶されました。

基調講演

シンガポール中小企業育成標準政策庁長官で首相府経済開発担当特別顧問のフィリップ・ヨー氏は、「シンガポールの経験：科学技術による経済発展」と題する基調講演で、同国の経済発展について紹介しました。

ヨー氏は世界中から優秀な科学者を惹きつけるとともに、若手の人材を育成することがいかに重要であるかを強調しました。また、5年ごとに新たなセクターを戦略的に開発する必要性についても言及しました。



フィリップ・ヨー氏

パネルディスカッション

シンポジウムの後半には、「沖縄における知的・産業クラスターの可能性と課題及びOISTの役割」と題して、パネルディスカッションが行われました。

日経BP社医療局主任編集委員の宮田満氏がモデレーターを務めたこのディスカッションでは、まず、平良敏明氏（沖縄県産業振興公社専務理事）から沖縄の現状とクラスター形成の可能性について発表がありました。その後、北野宏明博士（OIST代表研究者）、サス・ソメック博士（ミュージアベンチャー創業者）、塚本芳昭氏（バイオインダストリー協会専務理事）、ジュリー・マイヤー・ライト氏（サンディエゴ経済開発公社CEO）が加わり、沖縄の地理的優位性や、米国サンディエゴ市との類似性、国内外における知的・産業クラスター形成の先行事例などについて意見交換が行われました。

パネリストからは、OISTが世界に誇れる研究成果を出すことができれば、企業も集まり、OISTを中心として沖縄に知的・産業クラスターが形成されるだろうとの声が上がりました。

主催：沖縄科学技術研究基盤整備機構

後援：内閣府、沖縄県、恩納村、琉球大学、

沖縄県産業振興公社、沖縄TLO、

沖縄ゲノム研究推進協議会

沖縄科学技術大学院大学設置促進県民会議



—— 平成22年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語 ——

いつも作って発注書! いつも守って下請法!

11月 は 下 請 取 引 適 正 化 推 進 月 間 です。

親事業者と下請事業者との取引については、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」の厳正な運用と違反の未然防止、「下請中小企業振興法（下請振興法）」に基づく振興基準の遵守の指導等を通じて取引の適正化を図っています。特に毎年11月は「下請取引適正化推進月間」として、公正取引委員会及び中小企業庁が下請法等の普及・啓発事業を集中的に行うために全国各地で講習会を開催し、下請取引上の親事業者の義務や禁止行為等を分かりやすく説明することとしています。なお、沖縄県内におきましても下記のとおり講習会を開催しますので、是非この機会に足をお運びください。

【下請取引適正化推進講習会】

日時：平成22年 11月25日（木） 13:30～16:30

場所：那覇第2地方合同庁舎1号館大会議室（那覇市おもろまち2-1-1）

対象：親事業者の下請取引担当者等

内容：下請法及び下請振興法の解説等

総 務 部 公正取引室 TEL.098-866-0049

経済産業部 中小企業課 TEL.098-866-1755

国有地一般競争入札のお知らせ

沖縄総合事務局財務部では、那覇市（3件）、浦添市（2件）、沖縄市（1件）、宮古島市（2件）に所在する国有地の売却にかかる一般競争入札を行います。

11月11日に公示を行い、12月20日に開札します。

詳しい日程は以下のとおりです。

公示日：平成22年11月11日（木）

案内書配付期間：平成22年11月11日（木）～12月10日（金）

入札書受付期間：平成22年12月1日（水）～12月10日（金）

開札日：平成22年12月20日（月）

●問い合わせ先

財務部統括国有財産管理官 TEL.866-0097

ホームページ：<http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html> 内「国有財産売払情報」

沖縄総合事務局財務部

検索



建設業取引適正化推進月間

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うものです。

みんなで守る 適正取引



11月1日～11月30日

11月は**建設業取引適正化推進月間**です

主催 国土交通省、都道府県

[お問い合わせ先]

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 TEL.098-866-1910
 沖縄県 土木建築部 土木企画課 TEL.098-866-2384

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。